

I 技術支援

○栽培技術支援

凍霜害を受けた農作物の生産量や品質を確保するため、J A等関係団体と連携した栽培技術支援を実施

II 財政支援

○農業災害対策事業 [令和5年度当初予算：10,000千円]

農作物の樹勢の維持・回復や高品質生産のための資材、防霜資材等の購入などの取組を支援

- ・事業実施主体：市町村、J A、農業者組織等
- ・補助率：県1／3以内、市町村1／3以内（県補助金は市町村へ交付）
- ・補助対象：樹勢回復のための肥料、追加防除に必要な農薬、被害を受けた農作物の改植のための種苗、人工受粉用花粉、凍霜害の発生防止のための燃焼資材 など

○果樹産地防霜施設整備対策 [令和5年度6月補正予算：100,000千円]

凍霜害を受けにくい産地づくりを推進するため、防霜ファン等の導入を支援

- ・事業実施主体：生産者団体等
- ・補助率：1／4以内

○収入保険加入促進事業 [令和5年度6月補正予算：5,000千円]

自然災害を始め様々なリスクに対応可能な収入保険への加入を促進するため、保険料の一部を支援

- ・補助対象者：令和5年又は令和6年を保険期間とする収入保険に新規加入する農業者
- ・補助率：1／3以内

III 金融支援

○農家経営安定資金（小災害資金）

凍霜害により被害を受けた農業者等が農業経営の維持安定を図るための資金を融通

貸付限度額：300万円以内 貸付利率：0.7%以内 償還期間：5年以内（据置期間1年以内）